



令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の外来受診・療養の流れ

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。発熱などの症状がある場合、以下の情報を参考にしてください。

発熱などの症状がある場合

医療機関
の受診
相談窓口
等

自己検査を希望する方

感染拡大時には、外来のひっ迫回避のため、重症化リスクの低い方(※)は自己検査を推奨

検査キットは自己にて購入

「体外診断用医薬品」または「第一類医薬品」と表示のあるもの

(※)重症化リスクのある方:65歳以上の方、妊婦、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者等

医療機関受診を希望する方

かかりつけ医等の医療機関を受診

または、

対応可能な 外来対応医療機関 を府ホームページで公表

医療機関をお探しの方は 大阪府 外来対応医療機関

相談窓口

新設

●大阪府コロナ府民相談センター

・発熱時の受診相談、体調急変時の相談など(看護師配置あり)
 全日24時間受付 (令和5年5月8日(月)午前9時から運用開始)

電話 06-7178-4567
 FAX 06-6944-7579



- #7119(救急安心センターおおさか)
すぐ受診すべきか、救急車を呼ぶべきか迷ったとき
- #8000(小児救急電話相談)
夜間の子どもの急病時、病院に行った方がいいか判断に迷ったとき
- 保健所 お住まいを管轄する保健所へ

陽性の
場合
療養等

自宅療養

(自主的な)

自宅療養者支援サイト



(QRコード)

入院

(医師の判断による)



原則、医療機関間による調整

終了

- ・自宅療養者への健康観察・パルスオキシメーターの貸与
- ・配食サービス・隔離のための宿泊療養施設

外来

他の疾患同様、医療費は基本的に自己負担が発生します

入院

医療費の
自己負担

- ・医療費:保険診療(自己負担あり)
- ・検査費用:保険診療(自己負担あり)
- ・解熱剤、咳止め薬など:保険診療(自己負担あり)
- ・経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などのコロナ治療薬:自己負担なし(令和5年9月未までの予定)

- ・医療費:保険診療(自己負担あり)
- ・検査費用:保険診療(自己負担あり)
- ・解熱剤、咳止め薬など:保険診療(自己負担あり)
- ・経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などのコロナ治療薬:自己負担なし(令和5年9月未までの予定)
- ・高額療養費の自己負担限度額から、2万円を減額(2万円未満の場合はその額)(令和5年9月未までの予定)

療養証明
発行

令和5年5月7日までに陽性判明

発行が可能な方

- ・発生届出対象者 ※My HER-SYSの利用は令和5年9月未まで可

令和5年5月8日以降に陽性判明

発行は行いません

陽性の
場合



- 外出を控えることが推奨される期間は
 ・発症日を0日目(無症状は検体採取を0日目)として5日間かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間が経過するまで
 ・10日間経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、周りの方へうつさないよう配慮をしましょう

例)	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
0日											
発症日		有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間経過						
有症状患者		10日目までは感染対策(不織布マスク着用、高齢者等ハイリスク者と接触を控える)									
発症日		有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間経過		
		10日目までは感染対策(不織布マスク着用、高齢者等ハイリスク者と接触を控える)									

感染症法に基づいた外出自粛や就業制限は求められません

濃厚接触者

濃厚接触者の特定及び行動制限がなくなります

基本的な
感染対策

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられてからも、感染拡大を防ぐため、引き続き、基本的な感染対策を心がけましょう。
 ・手洗い、手指消毒 ・咳エチケット ・こまめな換気 ・「3密」の回避(密集、密接、密閉) ・マスクの着用(※)

※マスクの着用については、本人の意思に反してマスクの着脱を強いる事がないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。